

この度、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の附則に定める法の施行後3年見直しに伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を改訂いたしましたので、その内容及び留意事項等について通知します。

8 文科教第340号
令和8年4月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた各地方公共団体の教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

殿

文部科学事務次官
増子 宏

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の附則に定める法の施行後3年見直しに伴う「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂等について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）において、「政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされています。文部科学省では、令和7年4月1日が法の施行後3年に当たることから、法の施行状況に関するヒアリングや調査等を実

施いたしました。

この度、これらのヒアリングや調査等により明らかとなった課題等を踏まえ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定、令和5年7月13日改訂。以下「基本指針」という。）の改訂を行いましたので、その概要及び留意事項等について、下記のとおり周知いたします。

文部科学省においては、これまで、基本指針の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作成・公表、児童生徒等¹に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきました。

しかしながら、児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上のグループで共有するなどという卑劣な行為により、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かすような教育職員等がいることや、教育職員等を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）の一部において、法で定められた義務を履行できていなかったことが確認されています。児童生徒等を守り育てる立場にあるにも関わらず、教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことや、法で定められた対策を適切に実行できていなかった事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱くべき事態です。今一度、子供に関わる全ての関係者が、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するべく、法及び基本指針に基づく取組を、より一層、一丸となって講じていかなければなりません。今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を

¹ 「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。（法第2条第1項）

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

記

第1. 改訂の主な概要

1. はじめに

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕された事案や、多くの任命権者等においてデータベースの活用がなされていなかった事案を受け、法及び基本指針に基づく取組を、より一層、一丸となって講じていく必要がある旨を追記したこと。

2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

- ① 教育職員等や教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための取組事例集や研修動画等について、より詳細に示したこと。
- ② 防犯カメラ等の活用については、学校設置者において、様々な防犯対策の一つとして、各学校の実情に応じてその設置や活用の判断が行われるものである旨を追記したこと。
- ③ 盗撮防止の観点からは、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラを設置できないような環境にしていくことに加え、私的な端末で児童生徒等を業務外の目的で撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化することが必要である旨を追記したこと。
- ④ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防

止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）においても、対象事業者である教育委員会等に対して、早期把握、相談、調査、保護・支援、研修等の措置が定められているが、法及び基本指針で定める措置や、既に学校で行うこととされている措置を講じていれば、それと重複する内容については、基本的にはこども性暴力防止法やこども性暴力防止法施行ガイドライン等で示す内容を満たし、重ねて同様の措置を講ずる必要はないと考えられる旨を追記したこと。

（2）教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

- ① 令和7年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、幼稚園、幼保連携型認定こども園において児童生徒性暴力等があった場合、地方自治体等では、法に基づく対応及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）等に基づく性的虐待としての対応の双方を実施する必要があることから、それぞれの法に基づき別個に通報や事実確認を行う必要はなく、学校と学校の設置者、所管行政庁が密接に連携を図ることで、両制度において必要な事実確認等の措置を講ずることが可能である旨を追記したこと。
- ② こども性暴力防止法施行ガイドラインにおいて、学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる職種について、「職種全体が対象になる」ものや、「職種の一部が対象になり得る」ものの例が挙げられていることを踏まえ、学校において児童生徒等と接する業務に従事する者の職の例示を追記したこと。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、懲戒免職にすべきという趣旨をより一層明確化するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とする」の「原則として」という文言を削除したこと。
- ④ 公立学校以外の学校の設置者においても、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行うことが必要であるため、就業規則等において、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒解雇を含む懲戒処分の基準を整備する必要がある旨を追記したこと。
- ⑤ 児童生徒性暴力等により懲戒免職処分やそれに相当する懲戒解雇処分を受けた者を、確実に特定免許失効者等とするためにも、学校法人等や所轄庁は、児童生徒性暴力等に該当することによる懲戒処分であることを明記した上で報告、通知を行う必要がある旨を追記したこと。

(3) 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

- ① 法に基づくデータベースを活用する対象をより明確化したこと。
- ② 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園においては、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 36 第 1 項のデータベースを活用することとされていることから、教育職員等を任命又は雇用しようとするときは、法に基づくデータベースを、保育士を任命又は雇用しようとするときは、児童福祉法に基づくデータベースをそれぞれ活用する必要がある旨を追記したこと。
- ③ 任命権者等は、こども性暴力防止法に基づき、同法が施行される令和 8 年 12 月 25 日以降、従事者が対象業務への従事を開始するまでに特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行うこととなるが、内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、引き続き、内定前にデータベースを活用する必要がある旨を追記したこと。
- ④ データベースと犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方については、こども性暴力防止法の施行までに直ちに工夫が可能な対応について検討を進め、更なる補完・連携の在り方については、法や児童福祉法との制度上の整理を含め、制度を取り巻く様々な状況を勘案しながら、文部科学省とこども家庭庁で連携して検討を進める旨を追記したこと。
- ⑤ 児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、免許状を偽造して採用選考に臨む者も考えられることから、教育職員等に限らず、児童生徒等と接する業務に従事する者を採用する際にも、任命又は雇用を希望する者の経歴等の十分な確認や、免許状を有していることを採用の要件としている場合の免許状の有効性の確認が必要である旨を追記したこと。
- ⑥ 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）に係る統一的で客観的な基準はないため、申請者が提出する書類を専門的見地から理解し、再犯リスク等について評価を行うことができる者が個別具体的に検討を行うという趣旨目的で再授与審査会が設けられている旨を追記したこと。
- ⑦ 児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、免許状の再授与の申請をするケースも考えられることから、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、出生からの連続した戸籍謄抄本や学力に関する証明書に記載された旧姓や改名前の氏名での過去の免許状失効歴がないか

についても確認する旨を追記したこと。

- ⑧ 再授与審査会を運用していくに当たっての公表・非公表の取扱いや、開催方法などの留意すべき事項を追記したこと。
- ⑨ 特定免許状失効者等が免許状の再授与申請を行った履歴について、都道府県教育委員会間での情報共有を図るために、原簿に記録することが望ましい旨を追記したこと。

3. その他

関連通知及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の条文を追記したこと。

第2. その他の留意事項

1. 教育職員等による児童生徒性暴力等の未然防止について

(1) 教職課程を履修する学生への理解促進

- ① 教職課程認定基準（平成13年7月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会決定）を改正し、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記する予定であること。
- ② 同基準の改正後、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学を対象に、実施計画の作成を求める予定であること。詳細については、後日伝達予定であること。
- ③ 子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、令和5年6月23日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号。以下「刑法等一部改正法」という。）による「不同意性交等罪」の創設といった社会情勢の変化を受けて、令和8年3月には「性的同意」についても学べる内容を盛り込むとともに、既に「生命（いのち）の安全教育」に取り組む学校現場の意見等を踏まえ、より現場のニーズに対応できるよう教材の改善・充実を行ったところである。今般、教職課程を履修する学生への「生命（いのち）の安全教育」についての理解促進を図るべく、小冊子を作成したので、例えば、性暴力等の防止等についての授業をする際や、学校安全について現代的諸課題の1つとして「生命（いのち）の安全教育」についての授業をする際に、学生に配布いただくなど、活用されたいこと。

(2) 児童生徒等に対する啓発

子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、刑法等一部改正法による「不同意性交等罪」の創設といった社会情勢の変化を受けて、令和8年3月には「性的同意」についても学べる内容を盛り込むとともに、既に「生命（いのち）の安全教育」に取り組む学校現場の意見等を踏まえ、より現場のニーズに対応できるよう教材の改善・充実を行ったので、活用をされたいこと。

(3) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

法第16条に規定されている児童生徒性暴力等対策連絡協議会を活用し、学校関係者とともに学校内で死角や密室になり得る箇所の点検を行い、第三者の視点での改善点に関する助言等を行っている自治体²もあり、このように、各地方公共団体においては、日頃から学校や教育委員会、地域の関係機関等が緊密に情報共有できる体制の構築を進めることが重要であること。

(4) その他の未然防止に関する施策

防犯カメラの活用にあたっての留意事項等については、「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（通知）」（令和8年1月27日付け7文科教第1569号）においても周知しているため、同通知も参照すること。

2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見について

(1) 相談体制の整備

地方公共団体は、電話や SNS 等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口など教育委員会以外が設置する相談窓口も含めて、児童生徒等や保護者等に積極的に周知を行うこと。その際、児童生徒等や保護者等の不安感を軽減し、安心して相談できるようにする観点から、そこに相談すると何が起きるのか、どのような対応をしてもらえるのかも含めて周知することが有効であること。

3. 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

² [「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後3年見直しに係る検討状況について](#) p11 参照

について

(1) 通報、報告等

基本指針において、事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、法の義務違反や懲戒処分の対象となり得ることや、通報等を行った教育職員等に対して当該通報等を行ったことを理由として懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことを記載しており、これらを踏まえて、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときには迅速かつ適切に対応すること。なお、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）においては、内部公益通報受付窓口の設置義務等が定められているところ、同法に基づいて必要な取組を実施すること。

4. 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処について

(1) 公立学校における処分

教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、懲戒免職にすべきという趣旨をより一層明確化するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とする」の「原則として」という文言を削除したことを踏まえて、引き続き厳正な懲戒処分を行うこと。その際、AI 等を用いた合成わいせつ画像の作成・所持等についても、児童生徒性暴力等に該当する場合は、懲戒免職とするなど、厳正な懲戒処分を行うこと。

(2) 公立学校以外の学校における懲戒処分の基準

懲戒処分の基準を定めるに当たっては、公務員・非公務員の別に留意しつつ、人事院や都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分の基準を参照することも考えられること。

5. データベースの活用等

(1) データベースへの情報の入力

- ① 免許管理者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 2 条第 2 項（構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県教育委員会及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、当該都道府県又は認定市町村において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、法第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずることが義務付けられていること（法第 15 条第 2 項）。
- ② データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・取上

げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く。以下同じ。）までに迅速に行うこと。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録すること。

- ③ 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報公告していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じることとなるため、免許法第 13 条第 1 項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。
- ④ 児童生徒性暴力等を行った者のうち、懲戒免職処分又は解雇の前に拘禁以上の刑が確定したことにより、免許状が失効するようなケースや、罰金以下の刑に処せられたことにより、免許状の取上げ事由に該当するようなケースも想定される。免許管理者においては、そのような場合においても漏れなく、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等を正確に識別し、要件に該当すれば、当該者を特定免許状失効者等としてデータベースに記録することが必要となる。

このため、免許管理者は、当該失効者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、本人に対する聴き取り調査のほか、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことなどにより、特定免許状失効者等に該当するかどうか十分に確認すること。

（2）データベースへの登録、活用

- ① データベースへの登録、活用に当たっての留意事項等については、「「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用徹底について」（令和 8 年 3 月 26 日付け 7 初教職第 12 号）においても周知しているため、データベースへの登録、活用に当たっては、同通知も参照すること。

6. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与

再授与審査会の実施に当たっての留意事項等については、「「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第 23 条第 1 項に基づく都道府県教育職員免許状再授与審査会における専門家の候補者等について」（令和 6 年 12 月 23 日付け 6 教教人第 39 号）においても周知しているため、再授与審査会の実施に当たっては、同通知も参照すること。

関連資料

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定、令和5年7月13日改訂。）
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）（令和4年3月18日付け3文科教第1351号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_13.pdf
- 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）（令和4年3月18日付け3文科教第1379号文部科学省総合教育政策局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_14.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について（通知）（令和4年3月18日付け3文科教第1380号文部科学省総合教育政策局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_15.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_kyoikujinzai02-100000009_9.pdf
- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（通知）（令和5年7月13日付け5文科教第654号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-

[000011979_10.pdf](#)

- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html
- 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html
- 性犯罪・性暴力対策の強化について（「生命（いのち）の安全教育」を含む。）（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 懲戒処分の方針について（人事院 HP）
https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.html
- 令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00009.htm
（各都道府県・政令指定都市における懲戒処分に関する処分基準の内容の一覧については「2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容」、各都道府県・政令指定都市における懲戒処分等の基準の詳細については「都道府県・政令指定都市の懲戒処分等の基準」のページを御参照ください。）

別添資料

- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針」の改訂（本文、新旧対照表）
- ・「生命（いのち）の安全教育」教職課程の学生向けパンフレット

本件担当：初等中等教育局 教育職員政策課 教員免許・研修企画室 法規係 E-MAIL：menkyo@mext.go.jp
--